

特記事項 1

以下は受託者である[設計/工事監理企業名]がこの契約書に基づき行う設計業務及び工事監理業務に関する約款1の特則を定めるものである。約款1と特記事項1の内容に矛盾又は抵触がある場合には、特記事項1を優先して適用する。

(約款1の用語の定義、規定の適用関係等)

第1条 約款1における「仕様書」は、委託者（以下「甲」という。）が三朝町日帰り入浴等施設 整備・維持管理運営事業（以下「本事業」という。）の募集にあたり公表した募集要項、実施方針、要求水準書及び当該募集に応じて受託者である[設計/工事監理企業名]（以下「乙」という。）を構成員とするグループが甲に提出した技術提案書をいう。

2 この契約書、募集要項、実施方針、要求水準書及び事業者提案書の内容に矛盾がある場合には、この契約書、募集要項、実施方針、要求水準書、技術提案書の順に優先して適用する。

3 乙がこの契約書に基づき行うべき、約款1第1条第2項に定める業務は、要求水準書に定める設計業務及び工事監理業務をいう。

4 約款1の第1条第2項で定める「成果物」は次をいう。

一 設計業務：基本設計図書、実施設計図書その他この契約書又は仕様書で設計業務完了時に乙が甲に提出することを求める成果品（もしあれば）をいう。

二 工事監理業務：工事監理報告書その他この契約書又は仕様書で工事監理業務完了時に乙が甲に提出することを求める成果品（もしあれば）をいう。

(許認可等の手続)

第2条 乙は、その責任及び費用負担において、この契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可の取得、届出その他の法令に定める手続を行わなければならない。但し、甲の事由による許認可の取得遅延等により乙に増加費用又は損害が生じた場合、甲が当該増加費用又は損害を負担する。

2 甲は、第一項に定める乙が行うべき手続について乙から協力を要請されたときは、必要に応じて、協力するものとする。

(土地の調査)

第3条 乙は、その責任及び費用負担において、事業用地等における測量、地質調査その他の要求水準書で定める調査を実施しなければならない。

2 乙は、前項の調査を行う場合においては、調査の概要を、あらかじめ、甲に通知しなければならない。

(対象施設の設計)

第4条 対象施設の設計は、この契約書及び仕様書に従い、乙の責任及び費用負担において行う。

2 乙は、基本設計が仕様書に適合するものであることについて、基本設計の設計図書を提出して甲の確認を受けなければならない。

3 甲は、前項の書類の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から●日以内に、基本設計の設計図書の内容が仕様書に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて仕様書に適合することを確認したときは、その旨を乙に通知しなければならない。

4 甲は、前項の場合において、基本設計の設計図書の内容が仕様書に適合しないことを認めたとき、又は設計図書の記載によっては仕様書に適合するかどうかを確認することができない正当な理由があるときは、その旨及び理由並びに是正期間を示して乙に通知しなければならない。

5 乙は、前項の通知を受けた場合においては、その責任において、設計図書の変更その他の必要な措置を行い、第2項の甲の確認を受けるものとする。ただし、前項の通知に対して乙が設計図書を修正する必要がない旨の意見を述べた場合において、設計図書を修正しないことが適切であると甲が認めたときは、この限りでない。この場合において、甲は、要求水準書の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 前項の規定に基づく設計図書の変更その他の必要な措置に要する費用は、第4項の通知を受けた場合においては乙の負担とする。

7 乙は、第3項の確認を受けた設計図書を変更しようとする場合においては、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

8 第2項から前項までの規定は、実施設計の設計図書の甲による確認について準用する。この場合において、「仕様書」とあるのは「仕様書及び基本設計」と読み替えるものとする。

9 第2項から前項までに規定する手続は、乙の施設の設計に関する責任を軽減又は免除するものではない。

(法令変更等)

第5条 法令変更等（次に掲げるものをいう。以下同じ。）により、この契約に従った業務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき若しくは履行ができなくなると予想されるとき又は費用が増加したとき若しくは費用が増加すると予想されるときは、乙は、速やかに、その内容及び理由を甲に通知しなければならない。

一 法律、命令（告示を含む。）、条例又は規則（規程を含む。）の制定又は改廃

二 行政機関が定める審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

三 都市計画その他の計画の決定、変更又は廃止

2 乙は、この契約に基づく義務の履行が法令に違反することとなったときは、当該法令に

違反する限りにおいて、この契約に基づく義務の履行を免れる。

3 甲は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応する業務委託料金額の支払において、乙が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。

4 乙は、法令変更等による増加費用を軽減するため必要な措置をとり、増加費用ができる限り少なくするよう努めなければならない。

5 甲は、乙から第一項の通知を受けたときは、速やかに乙と事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において同項の通知の日から 14 日を経過しても協議が整わないときは、甲は事業の継続についての対応を定め、乙に通知する。

(法令変更等による増加費用)

第6条 乙は、前条第1項の通知を行ったときは、次に掲げる法令変更等による増加費用の負担を甲に請求することができる。但し、当該増加費用の額が 10 万円未満の場合は乙が負担する。

一 本件業務に直接関係する法令変更等による増加費用

二 建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令変更等（建築物の維持管理に関する法令変更等を含む。）による増加費用

三 消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更による増加費用

四 法令変更等による増加費用で資本的支出に係るもの

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該増加費用の額のうち通常生ずべきものについて、業務委託料金を変更し、又は増加費用を負担しなければならない。

(法令変更等による減少費用)

第7条 甲は、前条第1項各号に掲げる法令変更等による減少費用があると認めるときは、業務委託料金の変更を請求することができる。

(不可抗力又は法令変更等による解除権)

第8条 不可抗力又は法令変更等により、乙による本件業務の継続が不可能となった場合又は本件業務の継続に過分の費用を要する場合において、不可抗力又は法令変更等の発生の日から 30 日を経過しても本件業務の継続に向けた協議が整わないときは、甲は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない（但し、乙の逸失利益については賠償の対象としないものとする。）。

(工事監理業務)

第9条 乙は、受注者がこの契約書の約款2及び特記事項2並びに仕様書に基づき実施する工事（以下「本件工事」という。）に着手する前に、工事監理者及び各監理主任技術者を決定し、甲に通知するとともに確認を得なければならない。なお、当該工事監理者及び各監理主任技術者については、対象施設の引渡しが完了するまでの間、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職、出産、育児、介護等のやむをえない理由により変更を行う場合には、競争参加資格に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の技術者を選任の上、甲の確認を得なければならない。

2 乙は、本件工事に着手する前に、工事監理業務計画書を作成し、甲に提出するとともに確認を受ける。

3 乙は、本件工事の実施期間にわたり、前項に定める工事監理業務計画書に基づいて工事監理業務を行い、本件工事が、設計図書に従って施工されるとともに、要求水準を達成していることの確認しなければならない。

4 乙は、本件工事の実施期間にわたり、工事監理業務報告書を甲に毎月提出するとともに確認を受ける。

（業務委託料の支払）

第10条 甲は乙に対して、設計業務に係る業務委託料を、設計業務の全ての成果物の受領の後に支払うものとして、約款1の第32条を適用する。

2 甲は乙に対して、工事監理業務に係る業務委託料を、監理業務完了手続後に支払うものとして、約款1の第32条を適用する。

3 前2項にかかわらず、前2項で定める各業務委託料について、約款1又は本特記事項1で別段の定めをしたときは、この限りではない。

（契約不適合責任期間）

第12条 約款1の第46条の5第1項の定めにかかわらず、同項における「3年以内」は、「2年以内」と読み替えて適用する。